

平成29年度 市有地公募処分について

本市は、本年度も将来的に公共利用が見込めない土地を公募処分することとしましたので、お知らせします。

1 売却方法

一般競争入札

2 処分予定物件 10 物件

	所在地（地番）	面積 (m ²)	最低売却価格 (千円)
1	花見川区三角町 689 番 1	(土地) 2,445.10 (建物) 704.56	61,360
2	中央区矢作町 497 番 8	(土地) 705.00	43,010
3	中央区登戸 2 丁目 13 番 5	(土地) 116.63	23,210
4	美浜区高浜 1 丁目 12 番 1	(土地) 1,705.50	126,000
5	美浜区高浜 2 丁目 41 番 8	(土地) 4,146.35	281,000
6	若葉区桜木 3 丁目 230 番 83	(土地) 1,715.03	75,500
7	中央区新田町 169 番 12	(土地) 157.25	14,500
8	中央区松波 2 丁目 21 番 2	(土地) 327.67	71,100
9	花見川区幕張町 5 丁目 417 番 259	(土地) 3,164.79	605,000
10	中央区松波 2 丁目 4 番 13、同番 14、同番 26	(土地) 421.07	61,800

3 スケジュール

公 告	平成 29 年 12 月 1 日 (金)
要領配布	平成 29 年 12 月 1 日 (金) ～平成 30 年 1 月 23 日 (火)
受付期間	平成 30 年 1 月 12 日 (金) ～平成 30 年 1 月 23 日 (火)
入 札	平成 30 年 1 月 30 日 (火)
要領配布場所	千葉市役所 1 階受付・5 階管財課・各区役所地域振興課
受付場所	千葉市役所 5 階管財課へ郵送または直接持参 (〒260-8722 千葉市中央区千葉港 1 番 1 号 千葉市役所)

4 応募者の資格等

応募者の資格	以下のアからオの資格要件のすべてに該当する方 ただし、物件「1」「7」「9」「10」はカの要件を追加する。 ア 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。 イ 千葉市入札契約に係る暴力団対策措置要綱に関する措置要件に該当しない者 ウ 千葉市内において、都市計画法に違反していない者 エ 今般の入札に際し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等の規定に抵触する行為をおこなっていないこと。 オ 千葉市から指名停止処分を受けていないこと。 カ 宅地建物取引業法第 3 条第 1 項の免許を受けている者であって、国土交通大臣又は千葉県知事より法第 6 条の規定に基づき免許証の交付を受けている者
代金納入方法	売買契約締結と同時に一括納入または、売買契約締結時に 100 分の 10 以上の契約保証金を納入し、指定期日までに残額を納入

5 周知方法

- (1) ちば市政だより 11 月号掲載
- (2) 市ホームページ

【URL】 <http://www.city.chiba.jp/zaiseikyoku/shisan/kanzai/youti/h30koubosyobun.html>